

さいたま市契約公報

第4号

平成27年3月2日発行

発行所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市役所

(財政局契約管理部契約課)

目次

- 特定調達契約の落札者等の公示（1件）
 - さいたま市図書館電算システムサーバ機器等賃貸借・・・・・・・・・・1
- 特定調達契約に係る一般競争入札の中止（1件）
 - さいたま市下水処理センターで使用する電気・・・・・・・・・・2
- 一般競争入札の告示（2件）
 - さいたま市税徴収金収納業務・・・・・・・・・・2
 - さいたま市東部環境センターベッドマットスチールコイル売買業務・・6
 - さいたま市東部環境センタースチールプレス売買業務・・・・・・・・6
 - さいたま市桜環境センタースチールプレス売買業務・・・・・・・・6
 - さいたま市東部環境センターアルミプレス売買業務・・・・・・・・6
 - さいたま市桜環境センターアルミプレス売買業務・・・・・・・・6
- 競争入札参加資格審査に関する告示（1件）
 - 競争入札参加資格審査に関する告示・・・・・・・・・・9

○特定調達契約の落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成27年3月2日

さいたま市長 清水 勇 人

「掲載事項」

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦公告又は公示をした日 ⑧随意契約によることとした理由

さいたま市公示第3号

- ①さいたま市図書館電算システムサーバ機器等賃貸借 一式 ②さいたま市教育委員会生涯学習部中央図書館管理課 さいたま市浦和区東高砂町11-1 ③平成27年1月27日 ④日本電気株式会社関東甲信越支社 支社長 藁谷真司 さいたま市大宮区桜木町1-10-17 シーノ大宮サウスウイング8階 ⑤2,797,200円（月額） ⑥随意契約 ⑦地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条1項第1号該当

○特定調達契約に係る一般競争入札の中止

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を中止しました。

平成27年3月2日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市公告第4号

平成27年1月20日発行さいたま市契約公報臨時号外第1号におけるさいたま市公告（調達）第15号掲載の「さいたま市下水処理センターで使用する電気」は中止しました。

○一般競争入札の告示

さいたま市告示第232号

さいたま市税徴収金収納業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成27年2月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市税徴収金収納業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務内容

さいたま市税徴収金収納業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、税徴収金の消込（収入整理）業務、過誤納金の還付・充当業務、口座振替業務及び督促・催告業務を行う。

(4) 履行期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において平成25・26年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務名「その他」、受注希望業務「その他」で掲載され、引き続き、平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしていること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受け

ている期間がない者であること。

- (4) 本入札の告示日において、本市内に本店または拠点（支店・営業所など）を有していること。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（J I S Q 1 5 0 0 1）付与認定、あるいは情報セキュリティマネジメントシステム認定基準 J I S Q 2 7 0 0 1（I S O / I E C 2 7 0 0 1）の認定を受けていること。

3 仕様書の交付

本入札に参加を希望する者に1部を無償で直接交付し、下記期間中に交付場所において閲覧に供する。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市財政局債権整理推進部収納調査課（さいたま市役所6階）

(2) 交付期間

本入札の告示日から平成27年3月10日（火）まで。（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

4 質問の受付及び回答

本契約の業務等に質問のある場合は、次により受け付けるものとする。

(1) 質問先

さいたま市財政局債権整理推進部収納調査課
電子メール　shuuno-chosa@city.saitama.lg.jp

(2) 質問方法

電子メールによる。

(3) 受付期間

本入札の告示日から平成27年3月5日（木）午後5時まで

(4) 回答方法

電子メールで回答する。

(5) 回答日

平成27年3月9日（月）に回答する。

5 入札参加資格の有無の確認

本入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込及び参加資格確認の申請を行わなければならない。

(1) 競争入札参加申込兼資格確認申請書の配付

ア 配付場所

3(1)に同じ

イ 配付期間

3(2)に同じ

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

ア 提出場所

3(1)に同じ

イ 受付期間
3(2)に同じ

ウ 提出方法
持参

エ 提出書類

(ア) 競争入札参加申込兼資格確認申請書

(イ) 本告示の2(4)および(5)の資格を有することを証する書面の写し

(3) 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

競争入札参加申込及び参加資格確認の申請を行った者に対し、入札参加資格確認終了後、次により競争入札参加資格確認結果通知書（以下「通知」という。）を交付するものとする。

ア 交付場所
3(1)に同じ

イ 交付日時

平成27年3月11日（水）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。

ウ 交付方法

郵送希望者については、5(2)の書類提出時において返信用封筒に92円切手を添付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、平成27年3月12日（木）午後4時までにさいたま市財政局債権整理推進部収納調査課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札の場所及び日時

(1) 入札場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所6階さいたま市納税催告センター内

(2) 入札日時

平成27年3月16日（月）午前9時00分

8 入札及び開札の立会いに関する者の事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とし、1名のみ入札場所に入場できる。代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けなければならない。

9 入札に関する注意事項

(1) 入札参加資格者の確認

ア 入札時には入札参加資格がある旨の通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(2) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する

金額を入札書に記載すること。

(3) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(5) 入札の辞退入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(6) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

ウ 落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

10 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

11 最低制限価格

設定あり。（初度入札において最低制限価格未滿の入札をした者は、再度入札に参加できない。）

12 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

13 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定において無効と定める入札は、これを無効とする。

14 契約保証金

9(2)の支払限度額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

15 支払条件

委託料の支払いは、契約履行確認検査後、毎月払いで消費税及び地方消費税額を加算した額とする。なお、詳細については落札者決定後、協議を行う。

16 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約書の作成を要する。

(4) 本契約の効果は、平成27年度予算の成立を要件とする。

(5) 契約条項等は、さいたま市財政局債権整理推進部収納調査課及びホームページにおいて閲覧で

きる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

1 7 問い合わせ先

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局債権整理推進部収納調査課

電話 048(829)1166

電子メール shuuno-chosa@city.saitama.lg.jp

さいたま市告示第223号

次のとおり有価物売買に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、公告する。

平成27年2月23日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

ア さいたま市東部環境センターベッドマットスチールコイル売買業務

イ さいたま市東部環境センタースチールプレス売買業務

ウ さいたま市桜環境センタースチールプレス売買業務

エ さいたま市東部環境センターアルミプレス売買業務

オ さいたま市桜環境センターアルミプレス売買業務

(2) 履行場所

1 (1)ア、イ、エ さいたま市東部環境センター さいたま市見沼区大字膝子626-1

1 (1)ウ、オ さいたま市桜環境センター さいたま市桜区新開4-3259-1

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

1 (1)ア 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

1 (2)イ、ウ、エ、オ 平成27年4月1日から平成27年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成25・26年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）に物品納入等種目分類表「不用品買受」の営業種目で登載され、引き続き同営業種目で、平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしていること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 代表者または役員が、他の参加業者の代表者もしくは役員を兼ねていない者
- (5) 経営の状況が良好な者
- (6) 申告所得税及び復興特別所得税、または法人税に未納がない者
- (7) 消費税及び地方消費税に未納がない者
- (8) 1(1)イからオについては、さいたま市での実績のある者または過去3年間（平成24年3月1日から平成27年2月28日まで）に他市町村での実績のある者
注：実績とは、スチールプレスまたはアルミニウムプレスの売買業務に際し、さいたま市または他市町村において入札若しくは見積合わせに参加したことをいう。
- (9) 以上の条件を満たし、本契約に係る業務の履行が確実な者

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

- ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課
担当 遠藤 電話 048(829)1336
- イ さいたま市見沼区膝子626-1 さいたま市環境局施設部東部環境センター
担当 三城 電話 048(684)3802
- ウ ホームページからダウンロード

(2) 交付期間

平成27年2月23日（月）から平成27年3月9日（月）まで（3(1)ア及びイについては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 受入企画書の提出

本入札に参加を希望する者は、次のとおり受入企画書等を提出すること。なお、受入企画書は、参加を希望する入札すべてについて1部ずつ作成すること。

(1) 提出書類

- ア 受入企画書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

平成27年3月2日（月）から平成27年3月9日（月）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 受付場所

3(1)ア及びイに同じ

(4) 提出方法

持参

5 入札手続等

(1) 入札方法

1 (1)の件名ごとに単価で行う。入札金額は、売買物品 1 kg当たりの金額を入札書に記載することとし、当該金額は、1 円未満について、小数点以下第 2 位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に小数点以下第 2 位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 0 8 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成 2 7 年 3 月 2 0 日（金）午前 1 0 時 0 0 分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4 さいたま市役所第二別館 1 階第 2 会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の 1 0 0 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 6 6 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成 2 7 年 3 月 2 0 日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

5 (2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 1 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第 1 3 条に該当する入札は無効とする。

(7) 複数契約の禁止

1 (1)イからオの業務について、スチールプレス、アルミニウムプレスそれぞれにおいて複数の契約者となることはできないものとする。1 (1)イから順に入札を行い、落札者は次への参加を辞退するものとする。

ただし、スチールプレス売買業務（1 (1)イ、ウ）とアルミニウムプレス売買業務（1 (1)エ、オ）とは別の業務とし、それぞれに入札参加できるものとする。

(8) 入札事務を担当する課

1 (1)ア、イ、エの業務

さいたま市見沼区膝子 6 2 6 - 1 さいたま市環境局施設部東部環境センター
電話 0 4 8 (6 8 4) 3 8 0 2

1 (1)ウ、オの業務

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課
電話 048(829)1336

6 契約手続等

(1) 契約保証金

1 (1)の件名ごとの契約金額に仕様書で定める予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

7 特記事項

本契約は、平成27年度歳入予算が平成27年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において平成27年4月1日に確定する。

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

○競争入札参加資格審査に関する告示

さいたま市告示第226号

さいたま市水道局告示第19号

さいたま市及びさいたま市水道局が発注する建設工事の請負（以下「建設工事」という。）、設計、調査及び測量の業務の委託（以下「設計・調査・測量」という。）、道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務の委託（以下「土木施設維持管理」という。）、物品の製造の請負、買入れ、借入れ、修理及び不用品の買受等（以下「物品納入等」という。）及び建物管理等役務の提供に関する業務の委託（以下「業務委託」という。）の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその申請方法を定めた告示（平成26年さいたま市告示第1227号及び平成26年さいたま市水道局告示第78号）16の規定に基づき追加の資格審査を実施するので、次のとおり公示する。

平成27年2月24日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市水道事業管理者 日 野 徹

1 資格審査申請の受付

(1) 受付期間

ア 建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理

(ア) 新規：平成27年4月1日から平成27年4月23日まで

(イ) 追加：平成27年4月1日から平成27年4月30日まで

イ 物品納入等及び業務委託

平成27年4月16日から平成27年4月30日まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

午前9時から午前11時30分及び午後1時から午後4時

(2) 受付方法

ア 建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理

郵送による申請（持参不可）。各受付期間最終日の消印有効

イ 物品納入等及び業務委託

郵送又は持参による申請。郵送の場合、平成27年4月30日消印有効

(3) 受付場所

ア 建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理

郵送のみ受付（送付先 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札審査課
共同受付窓口）。

イ 物品納入等及び業務委託

(ア) 郵送 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所財政局契約管理部契約課

(イ) 持参 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所第二別館1階契約課分室

(4) その他

ア 建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理

平成27・28年度建設工事請負等競争入札参加資格審査申請の手引き第1回追加申請用による。

イ 物品納入等及び業務委託

平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格審査申請の手引第1回追加申請用による。

2 競争入札参加資格の有効期間

平成27年7月1日から平成29年3月31日まで